



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 法治平和主義とは無関係な解釈についての批判的考察  |
| Author(s)    | 舟場, 保之  |
| Citation     | メタフュシカ. 2022, 53, p. 1-12   |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/90205">https://doi.org/10.18910/90205</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 法治平和主義とは無関係な解釈についての批判的考察

### 舟場保之

ユルゲン・ハーバーマスは、カントは「永遠平和」という理想を考えることによって、法論に「第3の次元」を導入していると言う。「人権に基づきをもつ民主的立憲国家の共和主義的秩序が要求するところは、戦争が支配的な国際関係を国際法によって脆弱な仕方でとりまとめるだけではない。むしろ国内の法的状態は、諸国民を統一し戦争を廃棄するグローバルな法的状態において完成されるべきである」<sup>1</sup>。こうした解釈においては、当然のことながら、『永遠平和のために』の「永遠平和」は法的状態において実現されるということが前提とされている。「カントが『永遠平和のために』とともに道を切り開く法治平和主義は、世界市民的状態およびそれとともに戦争の廃棄をもたらす」(EA 192) というわけである。「永遠平和のために」3つの確定条項が、それぞれ法もしくは法的体制のありようを内容とするものであることを考えれば——無論、本稿第2節で主題化するような問題はあるのだが——至極当たり前の解釈であり前提であるだろう。ところが、(1) このように解釈されるカントの構想に大いに反していると思われるカント理解がある。それは、カントの「永遠平和」を道徳の問題あるいは心情の問題としてとらえようとするものである。典型例は、「永遠平和のために」の第1预备条項に付せられている説明文の邦訳に見出すことができるが、それがいかに誤訳であるかを明らかにする。(2) しかしカント自身が、「法治平和主義」の構想を十分に維持しているようには見えないところがあることもたしかである。カントは、結局のところ各国政府の道徳的自己規制に信頼を寄せざるをえなくなっているが、そのため、自然の意図をもち出す羽目に陥っている。(3) このような議論の流れがいかに誤ったものであるかは、『永遠平和のために』「第1補説」を好意的に解釈するひとつの論考を批判的に考察することによって、明らかにることができる。そこに認めることができるのは、けっして希望の論理などではない。

---

<sup>1</sup> Habermas, Jürgen: *Die Einbeziehung des Anderen* (=EA), Suhrkamp, 1997, S. 192.

## 1. 永遠平和と敵意の有無の無関係性

第1予備条項は、「将来の戦争の種をひそかに宿して締結された平和条約は、けっして平和条約とみなされるべきではない」(VIII 343)<sup>2</sup>というものである。将来の戦争の種をひそかに宿しているような条約が結ばれただけなら、そこにあるのは「たんなる休戦（敵対行為 *Feindseligkeiten* の延期）」(ebd.) にすぎず、いつまたもっともらしい理由とともに新たに戦争が始められるかわからない。しかし平和というものは、カントに言わせれば「あらゆる敵対行為 *Hostilitäten* が終結すること」(ebd.) を意味するのである。問題は、「あらゆる敵対行為が終結すること」の「敵対行為」が、大学に所蔵されている9種類の邦訳書のうち、6種類において「敵意」と訳されている点である。残り3種類のうち、2種類は現在入手がそれほど容易ではないことを考えると、言い回しが厳密には同一ではないものの、邦訳ではカントの平和とは、「すべての敵意が終わること」<sup>3</sup>や「一切の敵意が終わること」<sup>4</sup>として理解されていることになる<sup>5</sup>。しかしカントがこの著作とともに切り開いた道は法治平和主義ではなかったのだろうか。「すべての敵意をなくすこと」<sup>6</sup>は、つまり道徳的であることは、法治平和主義とは無関係ではないだろうか。

この箇所で言われていることは、要約すれば、戦争終結にあたって締結された条約のうちに、将来戦争を始める口実になりうるような文言が秘密裏に含まれているとしたら、そこにはたんに休戦状態が成立しているだけであり、いざれ起こりうる敵対行為が延期されているだけであるが、しかし平和というものは、敵対行為の延期ではなく終結を意味するから、件の条約は平和条約とみなすべきではない、ということである。開戦の口実となりうるような文言を含む条約は、まさしく条約に従って新たな戦争を開始することを法的に正当化しうるものであり、開戦を法的に正当化しうるような条約であるがゆえに、平和条約とみなすべきではないのである。カントが、*Feindseligkeiten* と *Hostilitäten* という異なる語を用いているからといって、必ずしもこれらを訳し分けなければならないというわけではない。ここはむしろ、条約が「将来の戦争の種をひそかに宿して」いる場合と、そうではない場合はどのように異なっているのかが、同義の語によって説明されていると考える方がはるかに適切だろう。前者を敵対行為が生じる可能性がある場合として論じつつ、後者を敵意がない場合として論じるとすれば、少なくとも比較としてわかりやすいとは言い難い。ふたつの相反する場合について、一方ではあることが生じうるが、他方ではそのことが生じえないと言うのなら、ふたつの場合の相違点は明々白々であるが、そう言わないのであれば、相違点を明らかにするためにさらなる説明を必要とするだろう。しかしこの箇所にそのような説明はない。蛇足ながら、『法論』においてこの語は、諸国家が外的関係において法的で

<sup>2</sup> カントの著作からの引用は、アカデミー版カント全集に従い、巻数をローマ数字、頁数をアラビア数字によって表記し、原則として、丸括弧を用いて文中に挿入する。

<sup>3</sup> 遠山義孝訳『カント全集』第14巻（オンデマンド版）、岩波書店、2017年、252ページ。

<sup>4</sup> 宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波書店、1985年、13ページ。

<sup>5</sup> たとえば、「将来の戦争を見越して実現されたこのような平和状態は、単なる「敵対行為の延期」であり、「あらゆる敵意の終結」という厳密な意味での「平和」ではない」という日本語で書かれた論文がある。あらゆる敵意がなくなっていることが厳密な意味での「平和」とは、なんとも恐ろしい世界ではないか。西田雅弘著『カントの世界市民主義』晃洋書房、2020年、228ページ。

<sup>6</sup> 中山元訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3編』光文社、2006年、149ページ。

ない状態にあるとき、そうした状態は、「絶え間ない現実の戦闘行為（敵対行為 *Hostilität*）」（VI 344）<sup>7</sup>がなかったとしても戦争状態であるという説明の中で用いられている。こうしたカントの考え方は、『永遠平和のために』において法治平和主義が論じられているとする解釈と合致するものである。かりに敵対行為がなかったとしても、諸国家間に法的状態が形成されていなければ、平和は実現されておらず、したがって存在するのは戦争状態にほかならないからである。ここで *Hostilität* を「敵意」と訳し、敵意がなかったとしても、戦争状態であると読むのだとしたら、結局、敵意の有無を基準として平和かどうかを判定するという人々の理解は誤りであることが、非常に明確な形で示されていることになるだろう<sup>8</sup>。

しかしながら、次のような解釈を検討しよう。つまり、敵対行為の終結というものは、「すべての敵意が終わった状態」<sup>9</sup>において実現されているとカントは考えているに違いない、という解釈である。平和とは、敵対行為のたんなる延期ではなく、その終結であるが、敵対行為の終結とは、あらゆる敵意が終わるときに成立している、とする解釈である。この解釈については、カントにおいて、なぜ人々は自然状態を克服する必要があるのかを説明する、『永遠平和のために』のひとつコメンタール<sup>10</sup>を参考しつつ考えたい。

コメンタールでは、『永遠平和のために』においてカントが何度も明確に「悪意という人間本性」（VIII 355）を想定していることが指摘されている。（IZK 134）では、人間には本性として悪意が備わるがゆえに、自然状態は脱すべき状態であるのか。「しかしカントは明確に、……人間本性の根源的な悪意性あるいは危険性が、人間間の自然状態および国家間の自然状態に対してもつ重要性を斥ける。」（ebd.）根拠として、『法論』から次の箇所が引用される。

人間をたとえどのように善良で正義を愛する者と考えようと、……（法のない）状態という理性の理念にアприオリに含まれるのは、公的法則のある状態が設立されないかぎり、暴力行為に対して個々の人間や人民や国家はたがいにけっして安全ではありえないということであり、しかもそうした事態は、だれもが自分にとって正しくかつ善いと思われることを行い、この点で他の人の意見に左右されないという、だれもがもつ固有の権利に由来するということである。（VI 312）

ここで考えられているのは、人間に本性として悪意が備わる場合ではない。人間が善良で正義を愛するような者であったとしても、自然状態においては、個々人も人民も国家も、暴力行為に対して互いに安全ではありえないと言われている。それはなぜか。各人には、自分にとって正し

<sup>7</sup> なお、『カント全集』第11巻（榎井正義訳、岩波書店、2002年、194ページ）のこの箇所の邦訳では、*Hostilität* は当然のことながら「敵対行為」と訳されている。

<sup>8</sup> 『法論』には、他にも *Hostilität* ないし *Hostilitäten* の使用例がある。ひとつは、「（*Hostilitäten* に対する）戦争への権利」（VI 346）、もうひとつは「（最初の *Hostilität* とは区別されている最初の攻撃）」（VI 346）である。いずれも、『カント全集』第11巻では「敵対行為」と訳されている。「最初の敵意」ではまったく文意が通じず、「敵意に対する戦争」とは、なんとも恐ろしい話である。

<sup>9</sup> 池内紀訳『永遠平和のために』集英社、2007年、8ページ。

<sup>10</sup> Eberl, Oliver / Niesen, Peter: *Immanuel Kant: Zum ewigen Frieden, Kommentar* (=IZK), Suhrkamp, 2011.

くかつ善いと思われることを行う固有の権利が備わるからである。悪意をもつ者であろうと、善良な者であろうと、悪意をもつ人民であろうと、善良な人民であろうと、また悪意をもつ国家であろうと善良な国家であろうと、自分にとって正しくかつ善いと思われることを行う固有の権利を有する点に、自然状態の問題は見出されていることになる。言うまでもなく、敵意を有する者であろうとなかろうと、敵意を有する人民であろうとなかろうと、敵意を有する国家であろうとなかろうと、いずれも自分にとって正しくかつ善いと思われることを行う固有の権利をもつ。自然状態の問題は、「攻撃的な隣人から襲われるかもしれないということ」にあるのではない。このような問題であれば、隣人が攻撃的でなければ解決することができる。悪意も敵意もなく善良な隣人であれば、問題は回避することができる。しかし自然状態の問題とは、「自分にとって正しくかつ善いと思われること」は、必ずしも法に合致する正しい行為であるとはかぎらないことにある。焦点は、「法に合致した行為そのものが何であるのか不確かであること」、「正不正についての知に関わる認知的な不確かさ」にある。(vgl. IZK 135f.) にもかかわらず、そもそも行為を行おうとするのであれば、「私たちは、私たちの行為を法についての私たち自身の考え方方に依拠させる以外の選択肢をもたない……。」(強調は引用者による。) (IZK 136) このように問題をとらえる人であれば、悪意がなかろうと善良であろうと敵意がなくなつていようと、そのことと敵対行為がなくなることを結びつけて考えるはずがない。必要なことは、認知的－実践的な「片務主義 Unilateralismus」(IZK 137) の克服であり、市民的－法的状態への移行によってこそ敵対行為は終結すると考えられるだろう。

同じことは、国家設立の問題は「悪魔の民にとってすら」解決可能であるとする有名な議論(VIII 366f.) からも読みとくことができるかもしれない。これは、カントが道徳的主体であることを市民的－法的体制が形成されるための必要条件とは考えておらず、したがって道徳の妥当性は法の妥当性の必要条件ではないという意味での独立性テーゼを、カントにおいて主張する際に参照される議論である<sup>11</sup>。しかしここでは、独立性テーゼの正否に立ち入ることはしない。「悪魔の民にとってすら」という表現は、第1節のこれまでのコンテクストにおいて言えば、「悪意をもつ者にとってすら」とか「善意をもっていない者にとってすら」あるいは「敵意をもっている者にとってすら」と言い換えることが可能だろう。むろん、「すら」の含意から、「悪意をもたない者」も「善意をもつ者」も「敵意をもたない者」も、いずれも国家を設立し、市民的－法的体制を設立できる者として考えられていることになる。眼目は、悪意があることやないこと、善意があることやないこと、敵意があることやないこととは関係なく、市民的－法的体制の設立は可能であると言われていることになる点にある。このとき、設立された市民的－法的体制の成員には、悪意がある者もいればない者もおり、善意がある者もいればない者もおり、敵意がある者もいればない者もいるだろう。この箇所では、市民的－法的体制が設立されている状態、すなわち「法

<sup>11</sup> Vgl. Pogge, Thomas: 'Is Kant's Rechtslehre a "Comprehensive Liberalism"?' in: Timmons, Mark (ed.), *Kant's Metaphysics of Morals: Interpretative Essays*, 2002, Oxford University Press. ポッゲは、リップスティン同様に、カント解釈として、道徳の妥当性が法の妥当性の必要条件であるとは考えていないが、十分条件ではあると考えている。Ripstein, Arthur: 'Authority and Coercion', *Philosophy and Public Affairs* 32 (1), 2004.

が効力をもつ」状態が、まさしく「平和状態」(VIII 366)と呼ばれているので、つまるところ、平和状態には、悪意がある者もいればない者もおり、善意がある者もいればない者もおり、敵意がある者もいればない者もいることになる。そうであれば、ことさら敵意がなくなることが平和であると主張することの意味は不明であり、ほとんど説得力をもたないだろう。

## 2. 国家を道徳的主体として理解することの問題性

第1節においては、問題があると考えられる邦訳を手掛かりに、個々人が道徳的であるかどうかということと永遠平和の実現とは関係がないというカント解釈を示した<sup>12</sup>。ところが、『永遠平和のために』においてはカント自身が、「道徳的人格としての国家の存在」(VIII 344)という言いまわしも見出すことができるよう、各国家を道徳的主体とみなしてしまっている。個々人が道徳的主体であることと永遠平和とは結びつけられていないにもかかわらず、各国家を道徳的主体とみなし永遠平和を論じようとしているように見えるのである。この節では、そうした仕方で永遠平和を論じることがどのような問題をもちうるのか、どのような帰結を招くことになるのかを明確にする。

「世界市民的見地における普遍史の構想」<sup>13</sup>（以下、「構想」）の第7命題冒頭では次のように言われている。

完全な市民的体制（bürgerliche Verfassung）を樹立する問題は、諸国家の合法則的な外的関係を形成する問題に依存しており、後者の問題を解決することなく、前者の問題を解決することはできない。（VIII 24）

ひとつの国家が完全な市民的体制を樹立しようとすれば、その前提として、当該国家と周辺国家との外的関係は合法則的でなければならない。カントの言う完全な市民的体制とは、共和制の体制であるだろうが、ひとつの国家が共和制の体制を樹立しようとしても、その試みが成功しないのは、当該国家と周辺国家との間に合法則的な関係がなく、したがって国家間の関係がなお自然状態のままだからである<sup>14</sup>。ハーバーマスは、ある論文<sup>15</sup>において、この箇所を引用した後で、国際法が諸国家共同体の憲法（Verfassung）にとって代わられることによって「はじめて、諸国家およびその市民たちは「合法則的な関係」へと相互に移る」（GW 121）と論じている。つまり、ひとつの国家が完全な市民的体制になるとき、その前提として、諸国家共同体がひとつの共通の法をもち、そのことによって諸国家間に合法則的な関係が成立していることになる。カント自身、

<sup>12</sup> カント自身、「道徳性という内面からよき国家体制が期待されうるわけでもない」(VIII 366)と明言している。

<sup>13</sup> Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absichtは、1784年に『ベルリン月報』において掲載された、カントにおけるいわゆる歴史哲学の論文であるが、あくまで「いわゆる」にすぎない。

<sup>14</sup> 以下の拙論においては、歴史的状況について簡単に触れた。また、当該論文において、ナショナリズムを肯定するのであれば「消極的代替物」を選択せざるをえないが、世界市民主義を肯定するのであれば「積極的理念」を選択せざるをえない必然性について、明らかにした。Funaba, Yasuyuki: Lässt sich nicht statt des negativen Surrogats die positive Idee der Weltrepublik wählen?, *Philosophia OSAKA* No. 14, 2019, S. 54.

<sup>15</sup> Habermas, Jürgen: *Der gespaltene Westen: Kleine Politische Schriften X* (=GW), Suhrkamp, 2004.

「各国家が……その安全保障と諸権利を手にすることが期待できるのは、自分たち自身の権力や自分たち自身の法的判定によってではなく、……諸国家連合（Völkerbund）によってのみであり、統合された権力によって、そして統合された意志の法則に従った決定によってである」（VIII 24）と論じている。示唆的であるのは、カントが繰り返し、個々人が合法則的な関係に入らざるをえなかったように、諸国家も、合法則的体制に入らざるをえないと論じている点である。個々人が自然状態を脱する必要があったのは、そこでは各人が自分にとって正しくかつ善いと思われることを行う固有の権利を有しており、「正不正についての知に関わる認知的な不確かさ」があるにもかかわらず、行為に際してその不確かな知を頼りとすることになる認知的－実践的な片務主義を克服するためであった。すでに第1節において『法論』から引用したように、諸国家も、「自分にとって正しくかつ善いと思われることを行い、この点で他の人の意見に左右されない」という、だれもが……固有の権利」（VI 312）をもつ。そしてこのことに「由来」して、「公的法則のある状態が設立されないかぎり、暴力行為に対して個々の……国家はたがいにけっして安全ではありえない……。」（ebd.）つまり、認知的－実践的な片務主義ゆえに、「自分たち自身の権力や自分たち自身の法的判定」では、それぞれの「安全保障と諸権利を手にすることは期待でき」ないのである。逆に言えば、この片務主義は、「立法機能、行政機能、司法機能を備え<sup>16</sup>」「個別国家の意志に反して〔法を〕貫徹する権力」<sup>17</sup>をもつような「1784年の諸国家連合」<sup>18</sup>によって解消されることになる。

「第7命題からの帰結」（VIII 27）としての第8命題においても、「内的に完全で、この目的のために外的にも完全な国家体制の実現」（ebd.）について論じられている。ある国家体制が内的に完全であるために外的にも完全である状態とは、諸国家の関係が自然状態にあるのではなく、合法則的な関係にあることを意味し、諸国家が外的に合法則的な関係にあることによって各国家は内的に完全な体制になることを意味する。第7命題において、諸国家間に合法則的な関係が築かれた「1784年の諸国家連合」という体制の樹立が、「世界市民的状態」（VIII 26）の成立として論じられていたように、第8命題においても、相互に合法則的な関係にある諸国家からなる体制としての「国家体（Staatskörper）」（VIII 28）の樹立が、やはり「世界市民的状態」（ebd.）の成立として論じられている。たしかにクラインゲルトは、「1784年の諸国家連合」と「国家体」を区別し、ふたつの世界市民的状態の相違点を明らかにしている<sup>19</sup>。しかし、「1784年の諸国家連合」および「国家体」が樹立されることによってはじめて、諸国家間に合法則的な関係が形成され、各国家は内的に完全な体制となりうるという方向性で考えられている点については、変わることはない。諸国家には認知的－実践的な片務主義が前提されるがゆえに、諸国家の安全保障と諸

<sup>16</sup> Kleingeld, Pauline: Die Bedeutung des weltbürgerlichen Zustandes, in: Höffe, Otfried (Hg.), *Schriften zur Geschichtsphilosophie*, Akademie Verlag, 2011, S. 82.

<sup>17</sup> Brandt, Reinhard: Vom Weltbürgerrecht, in: Höffe, Otfried (Hg.), *Zum ewigen Frieden*, Akademie Verlag, 2004, S. 138.

<sup>18</sup> ブラントは、こうした特徴をもつ「構想」において論じられる「諸国家連合」と、のちに『永遠平和のために』において「積極的理念」の「消極的代替物」として論じられる「諸国家連合」とを区別するために、前者を「1784年の諸国家連合 Völkerbund (1784)」とし、後者を「1795年の諸国家連合 Völkerbund (1795)」と呼んでいる。Ebd.

<sup>19</sup> Kleingeld, a. a. O., S. 82.

権利を確保するにはこの方向性で考えるほかないのである。

にもかかわらず、『永遠平和のために』においては、次のような逆の方向性が考えられている<sup>20</sup>。

……もし幸運にも、啓蒙された強力なあるひとつの人民が共和国……を形成することができるなら、この共和国は、他の諸国家に対して連盟的統一のための中心点となり、その結果これらの諸国家と接続し、国際法の理念に従って諸国家の自由な状態を保障し、この種の結合を重ねることによって次第次第にますます拡張していく……。(VIII 356)

プラントが論じるように、1784年とは反対に、1795年にカントは、「外的な平和に先立って、すでにひとつの共和国が形成されうる……可能性を見ている。」<sup>21</sup> ひとつの国家が共和的な市民的体制を形成するためには、まず諸国家からなるひとつの市民的体制が形成され、諸国家間に合法則的な関係が形成されなければならない、という方向性ではなく、ひとつの国家は単独で共和的な市民的体制を形成することができ、さらにその国家が中心となって、諸国家の連合が形成可能になる、という方向性で考えられていることになる。もちろんこうした方向性は、第2確定条項の議論にも見出すことが可能である。その議論とは、次のようなものである。諸国家が無法な状態から抜け出すには、理性に従うなら、個々の人間とまったく同じように、公的な強制法則に順応し、ひとつの連合国家（Völkerstaat）を形成するしかない。しかし諸国家は、こうしたことを国際法についてのそれぞれの考えに従ってけっして欲することはないので、世界共和国（Weltrepublik）という積極的な理念の代わりに諸国家連合という消極的代替物が選択される、という議論である。(vgl. VIII 357)

ポイントは、諸国家が「それぞれの考えに従ってけっして欲することはない」ということが選択の決め手とされていることである。各国家の主権に重きがおかれる以上、この「1795年の諸国家連合」は、「1784年の諸国家連合」とは異なり、「個別国家の意志に反して〔法を〕貫徹する権力」をもつことはない。この「1795年の諸国家連合」は、「完全に主権を備えた諸国家によるゆるやかなアソシエーション」<sup>22</sup>であり、「自由な諸国家からなる、強制を伴わない連合」<sup>23</sup>である。ハーバーマスによれば、カントは諸国家に対する「法的な義務づけ」という考えをもつことはできず、「各國政府の道徳的自己規制に信頼を寄せざるをえない」(EA 197) ことになる。しかしこうした信頼は、カントが同時代の政治について「あからさまに unverblümt」(ebd.) 現実主義的描写を行っていることと、ほとんど一致することはないとハーバーマスは指摘する。そうであれば、そもそも消極的代替物を設立し維持することすら難しい。「……カントは同時代の経験

<sup>20</sup> Vgl. Funaba, Yasuyuki: Zu den zwei Richtungen in Bezug auf Normenbegründung, *Philosophia OSAKA* No. 17, 2022.

<sup>21</sup> Brandt, a. a. O., S. 140. プラントは、カントがこのように考えを改めた背景に「フランスにおける共和化のプロセスについての楽観主義的な解釈」を見ている。こうした指摘はかりに妥当性をもつとしても、それはせいぜい伝記的なものであって哲学的なものではないだろう。Vgl. Funaba, a. a. O., S. 58f.

<sup>22</sup> Kleingeld, ebd.

<sup>23</sup> Kleingeld, a. a. O., S. 84.

の地平を乗り越えないので、パワーポリティクスを支持する自由な諸国家の連盟（Föderation）を設立し維持する道徳的動機を信頼することも、……困難である。」（EA 198f.）ハーバーマスは、カントにおいては各国政府の道徳性に期待するほかないけれども、しかし同時に各国政府は、「ゆるやかなアソシエーション」が形成されていたとしても、またそもそも「ゆるやかなアソシエーション」が形成されることそれ自体に関して、道徳性を發揮するかどうか、疑問視されているのではないか、と考えているわけである。だがこの場合、問題は道徳性が發揮されないことに求められているのであって、道徳性そのものに見出されているわけではないことになる。「経験の地平」においては、道徳性が發揮されるとは言い難いので、『永遠平和のために』の議論には問題があると言うのであれば、それはあくまで経験的な問題であり、道徳性そのものがもつ問題ではないだろう。ところが、ここまで論じてきたのは、道徳性そのものに問題があるということである。認知的－実践的な片務主義にともなう問題は、かりに各国家が道徳的であったとしても、不可避的に生じるものだった。「構想」でとられていた方向性——国家間に合法則的な外的関係が形成されることによってはじめて、各国家は内的に完全な体制になるという方向性——は、各国家が自分にとって正しくかつ善いと思われることを行う「固有の権利」をもつがゆえに生じる、認知的－実践的な片務主義の克服を狙いとしていたのである。ところでハーバーマスは、道徳性が發揮されるかどうかが不確かであるがゆえに、カントはあるものをもち出すほかなかったと言う。（vgl. EA 199）しかし道徳性が發揮されたとしても問題が生じうるのだとすれば、そして「構想」の方向性をとらないのであれば、カントはやはり同じものをもち出すほかないだろう。『永遠平和のために』においてカントがもち出しているのは、「自然の意図」（EA 199）<sup>24</sup>である。

### 3. 「自然の意図」をもち出すことの無意味性

『永遠平和のために』『第一補説』においては、永遠平和を保証するものとして、「偉大なる芸術家である自然」（VIII 360）について論じられる。「自然がみずからなす」（VIII 365）ことが具体的に示されたのち、この節の最後に「このように、自然是人間の傾向性のメカニズムそのものを通じて永遠平和を保証する」（VIII 368）とされるのである。道徳性が發揮されるかどうかが不確かで、かりに道徳性が發揮されたとしてもなお永遠平和を実現することにつながるとは言えない問題構成において、永遠平和を保証するようなものが論じられるとすれば、そこに「希望の論理」<sup>25</sup>を見出してしまう論者が出てくるかもしれない。しかしそれはたんなる誤謬である<sup>26</sup>。

<sup>24</sup> 「自然の意図」という言い回しそのものをカントの著作に見出すことはできない。しかし、「自然がこしらえた」（VIII 362）や「自然が欲した」（VIII 364）という表現に加え、「自然がこの意図において」（VIII 365）という表現が見出される以上、「自然の意図」というハーバーマスの言い回しは不適当ではないだろう。

<sup>25</sup> 寺田俊郎『どうすれば戦争はなくなるのか』現代書館、2019年、130ページ。

<sup>26</sup> 第1節において言及したコメントールにおいては、「道徳的動機が不十分なところでは、しばしば……それに代わって（ersatzweise）自然の進行に信頼がおかれうる」（IZK 145）とされている。ここでは、カントが用いる「in subsidium」という表現が、「助力として（hilfsweise）」ではなく「それに代わって」という意味で用いられている典拠として、『理論と実践』の該当箇所（VIII 313）が示されている。人が道徳的であるかどうかということと、自然がどのように進んでいくかということとを、カントはまったく無関係なふたつのこととして論じている、という単純明快な説明がなされていることになる。

永遠平和を実現すべく努力することは、変わることなくわれわれ人間の義務であり、自然の助力はあくまでその努力を後押しするものにすぎない。永遠平和は、まずもって理性的である限りでの人間の目的であり、それを追求することは義務であるが、自然は、理性的であると同時に感性的でもある人間の傾向を利用して、その目的の実現を促進しようとしているように見える。その点で、自然は人間の目的に一致しているように見える、とカントは考えているのである。そして、自然もまた永遠平和を目的としているように見えるところからわれわれ人間が得るのは、永遠平和を樹立するという義務を果たす努力を続けることがけっして無駄ではない、という希望である。自然の助力の想定は、いわば希望の論理なのである<sup>27</sup>。

非常に難解な文章の骨子は、永遠平和は人間の目的であるが、自然もまた永遠平和を目的としているように見えるから、永遠平和を目指す努力を続けることは無駄ではないという希望をもつことができる、ということにあるようだ。このような努力を続けることは無駄ではないという希望をもつことができるということの含意は、このような努力を続ければ永遠平和を実現できると考えられるということだろう。なぜそのように考えられるかと言えば、自然もまた永遠平和を目的としているように見えるからである。しかしながらそのように「見える」とき「実現できる」と考えられるのだろうか。たんに「見える」だけでは、「見間違い」ということだってあるだろう。にもかかわらず、ここには「助力」が見出されている。「見える」ことが永遠平和実現の「助力」となり、努力を「後押し」すると。「見える」から、努力が続けられることになる。しかしこのような議論は、購入した高額な何かが幸福をもたらすように「見える」から、日々の努力を怠らないようにするといったような「宗教」と、いったいなにが異なっているのだろうか。

では、自然は永遠平和を目的としているように見えるだけではなく、人間にはそのメカニズムはわからないものの、自然は実際に永遠平和を実現するということだろうか。「私たちが意欲しようとしまいと、自然がみずからそれをなす」(VIII 365) というわけである。このとき自然は「助力」として人間の努力を「後押し」するだろうか。人間の努力とは関係なく、自然が実際に永遠平和を実現するのであれば、なぜ人間は努力を続ける必要があるのか。否、問題を正確に言えば、人間の努力とは無関係に自然が実際に永遠平和を実現するのであれば、人間は何をしようと永遠平和に向けて努力を続けていることになるだろう。なんといっても、人間がどのようにふるまおうとも、「自然は、理性的であると同時に感性的でもある人間の傾向を利用して、その目的の実現を促進しようとしている」のである。しかし人間が何をしようと努力を続けていることになるとき、自然は「助力」として人間の努力を「後押し」していると言えるだろうか。

では、人間が努力することによってはじめて、自然は「助力」として人間の努力を「後押し」してくれるのだろうか。「助力」や「後押し」という言い回しからは、こうした発想を思い浮かべることがもっとも適切であるように思われる。言うまでもないが、人間が努力することによってはじめて、自然は「助力」として人間の努力を「後押し」してくれるなどという議論はできな

---

<sup>27</sup> 寺田、前掲書、132 ページ。

い。このようなことが言えてしまうのなら、人間の努力次第で自然法則が変更されることになってしまうからである。それは通常、オカルティズムと呼ばれる信念体系である。

本稿では、個々人の道徳性から出発するような仕方では、永遠平和の実現を論じることができず、同じく、主権を備えた個別国家から出発して「1795年の諸国家連合」を形成する方向性では、やはり永遠平和の実現を論じることができないことを示し、こうしたコンテキストにおいて、カントは「自然の意図」をもち出しているというハーバーマスの指摘を参考し、ひとつの解釈案を検討したのだった。『永遠平和のために』には、「永遠平和の保証について」と題する「第1補説」があり、自然がいかにして永遠平和を保証するかについて具体的に論じられているものの、しかしそのことが永遠平和実現のための人間の営為にとってどのような意味があるのか、判然としないことがわかった。道徳性が發揮されるかどうかが不確かで、かりに道徳性が發揮されたとしてもなお永遠平和を実現することにつながるとは言えないときに、かりに永遠平和の実現が保証されたとしても、それが永遠平和に向けてなされる人々のふるまいとどのように関係するのか、まったく不明なのである。求められるのは、道徳性ではなく法治平和主義であり、「構想」に見出される方向性——国家間に合法則的な外的関係が形成されることによってはじめて、各国家は内的に完全な体制になるという方向性——に定位することである。最後に、「自然の意図」などをもち出さないよう、カントの考える自然が、女性には投票権をもつ資格はないことを定めるような代物であることを想起しておこう。(vgl. VIII 295)<sup>28</sup> いつの日か、自然が永遠平和を実現するときに——なにしろ自然は、そのことを保証しているらしいので——、しかしその世界において女性には投票権はないだろう。自然の助力の想定はけっして希望の論理などではなく、控えめに言っても絶望の論理にほかならない。

(ふなばやすゆき 哲学哲学史・教授)

---

<sup>28</sup> このような立法における投票権をもつ者は、市民……と呼ばれる。市民であるために必要な資格は、自然的な資格（子どもではないこと、女性ではないこと）の他に……。(VIII 295)

## 文献一覧

- Brandt, Reinhard: *Vom Weltbürgerrecht*, in: Höffe, Otfried (Hg.), *Zum ewigen Frieden*, Akademie Verlag, 2004.
- Eberl, Oliver / Niesen, Peter: *Immanuel Kant: Zum ewigen Frieden, Kommentar* (=IZK), Suhrkamp, 2011.
- Funaba, Yasuyuki: Lässt sich nicht statt des negativen Surrogats die positive Idee der Weltrepublik wählen?, *Philosophia OSAKA* No. 14, 2019.
- Funaba, Yasuyuki: Zu den zwei Richtungen in Bezug auf Normenbegründung, *Philosophia OSAKA* No. 17, 2022.
- Habermas, Jürgen: *Die Einbeziehung des Anderen* (=EA), Suhrkamp, 1997.
- Habermas, Jürgen: *Der gespaltene Westen: Kleine Politische Schriften X* (=GW), Suhrkamp, 2004.
- Kleingeld, Pauline: Die Bedeutung des weltbürgerlichen Zustandes, in: Höffe, Otfried (Hg.), *Schriften zur Geschichtsphilosophie*, Akademie Verlag, 2011.
- Pogge, Thomas: 'Is Kant's Rechtslehre a "Comprehensive Liberalism"?' in: Timmons, Mark (ed.), *Kant's Metaphysics of Morals: Interpretative Essays*, Oxford University Press, 2002.
- Ripstein, Arthur: 'Authority and Coercion', *Philosophy and Public Affairs*, 32 (1), 2004.
- 池内紀訳『永遠平和のために』集英社、2007年。
- 宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波書店、1985年。
- 樽井正義、池尾恭一訳『カント全集』第11巻、岩波書店、2002年。
- 寺田俊郎『どうすれば戦争はなくなるのか』現代書館、2019年。
- 遠山義孝訳『カント全集』第14巻（オンデマンド版）、岩波書店、2017年。
- 中山元訳『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3編』光文社、2006年。
- 西田雅弘『カントの世界市民主義』晃洋書房、2020年。

## Zur kritischen Überlegung zur Interpretation vom »ewigen Frieden« Yasuyuki FUNABA

Jürgen Habermas zufolge führt Kant in die Rechtstheorie »eine dritte Dimension« ein, indem er ein Ideal des »ewigen Friedens« entwirft. »Die republikanische Ordnung eines auf Menschenrechten gegründeten demokratischen Verfassungsstaates verlangt nicht nur eine schwache völkerrechtliche Einbindung des von Kriegen beherrschten internationalen Verkehrs. Der innerstaatliche Rechtszustand soll vielmehr in einem globalen Rechtszustand, der die Völker vereinigt und den Krieg abschafft, terminieren« (EA 192). Nichts zu sagen setzt diese Interpretation voraus, dass sich der ewige Friede in der *Friedensschrift* erst im Rechtszustand verwirklichen kann. Der »Rechtspazifismus, dem Kant mit seiner Schrift »Zum ewigen Frieden« den Weg bahnt«, führt nämlich »einen weltbürgerlichen Zustand und damit die Abschaffung des Krieges« herbei (ebd.). Selbstverständlich gelten sowohl die Interpretation als auch die Voraussetzung, da es sich bei der *Friedensschrift* um drei Definitivartikel zum ewigen Frieden handelt, wo das Recht bzw. die rechtliche Verfassung thematisiert werden.

Es scheint aber Überlegungen zu geben, die stark gegen den von Kant entworfenen Rechtspazifismus sind. Bei diesen kommt es darauf an, dass der ewige Friede von Kant als das Thema der Moral oder der Gesinnung betrachtet wird. Die Beispiele lassen sich in den japanischen Übersetzungen von der Erklärung zum ersten Definitivartikel finden, die total falsch sind. Zwar scheint Kant selbst manchmal gegen den Rechtspazifismus zu sein. Deswegen kann er nicht umhin, »auf eine moralische Selbstbindung der Regierungen vertrauen« (EA 197). Schließlich soll seine Diskussion vergeblich aus der »Absicht der Natur« plausibel gemacht werden. Dabei lässt sich – trotz einer Interpretation – ganz und gar keine Logik der Hoffnung finden.

### 「キーワード」

『永遠平和のために』、法治平和主義、敵対行為の終結、道徳的自己規制、「自然の意図」